

## イノベーション推進検討委員会設置要綱

平成18年10月20日  
日本学術会議第27回幹事会決定

### (設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、イノベーション推進検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (職務)

第2 委員会は、2025年頃までの社会を見据え、持続的な経済成長のためのイノベーションを継続的に実現するための方策について調査審議する。

### (組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### (設置期限)

第4 委員会は、平成19年6月30日まで置かれるものとする。

### (庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第二担当)において処理する。

### (雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。